

令和6年度

図書館要覧

日高市立図書館

目 次

1	日高市立図書館の概要	1
1-1	沿 革	
1-2	施 設	
2	令和3年度図書館運営計画	7
2-1	基本方針	
2-2	重点施策	
2-3	令和6年度予算（当初予算）	
2-4	令和6年度事業計画	
3	図書館資料	10
3-1	蔵書数（雑誌は除く）	
3-2	雑 誌	
3-3	新 聞	
3-4	その他	
4	令和5年度図書館利用状況	13
4-1	貸出冊数及び貸出者数	
4-2	月別貸出状況	
4-3	曜日別及び一日平均貸出状況	
4-4	登録者数・利用者数	
4-5	予約・リクエスト受付件数	
4-6	相互貸借冊数	
4-7	レファレンス件数	
4-8	コピー件数・枚数	
4-9	図書館サービス指標（個人）	
4-10	広域利用状況（埼玉県西部地域まちづくり協議会）	
4-11	広域利用状況（川越都市圏）	
4-12	貸出ベスト	
5	令和5年度図書館行事	21
6	視聴覚ライブラリー利用状況	25
6-1	教材・機材の保有数（令和5年度末）	
6-2	利用状況（令和5年度）	
7	条例・施行規則	26

1 日高市立図書館の概要

(1) 名 称 日高市立図書館

(2) 所 在 地 〒350-1231 埼玉県日高市大字鹿山 370 番地 20

J R 高麗川駅から徒歩 7 分

電話 042(985)5121 FAX 042(984)1081

E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp

(3) 市の面積 47.48km²

(4) 人 口 54,324人 (令和6年4月1日現在)

男 26,999人 女 27,325人

(5) 世 帯 数 25,077世帯 (令和6年4月1日現在)

(6) ホームページ <https://lib-hidaka.saitama.jp/>

1-1 沿 革

昭和57年	4月	日高町立図書館開館 (土曜日のみ開館)
昭和58年	4月	図書館専任職員1人配置
	5月	開館日を火・木・土曜日に変更
昭和59年	6月	移動図書館を庁用ライトバンで運行開始 移動図書館駐車場 10か所
昭和60年	5月	開館日を火・木・土・日曜日に変更
	7月	移動図書館車を購入「かわせみ号」と命名 移動図書館駐車場 21か所 (11か所増)
昭和61年	4月	職員1人増員 専任職員2人で図書館運営
	5月	開館日を火～日曜日に変更
	7月	移動図書館駐車場 31か所 (10か所増)
昭和62年	5月	配本連絡車開始 町内公民館及び地域文庫に定期配本 巡回
	9月	新館の設計開始
昭和63年	3月	新館の設計終了
	4月	専任館長1人 職員2人増員
	8月	新館建設工事着工
平成 元年	4月	係長1人 職員1人増員 計7人
	5月	新館完成
	8月	新館開館 (12日) 生涯学習センター式典及び記念事業

			(旧図書館は分室)
			図書館電算システム導入
平成	2年	4月	移動図書館駐車場 22か所(9か所減) 視聴覚ライブラリーの貸出業務を図書館で開始
		12月	国立国会図書館の図書館間貸出制度に加入
平成	3年	4月	利用者端末機設置
		5月	職員1人増員 計8人
		10月	市制施行
平成	4年	3月	分室廃止 施行規則改正
		4月	視聴覚ライブラリー業務が図書館に移管
		6月	対面朗読サービスの開始
平成	5年	3月	リサイクル図書コーナーの設置
		5月	洋書コーナーの設置
		10月	移動図書館車の更新
平成	6年	2月	漫画コーナーの設置
		4月	職員1人増員 計9人 飯能市との広域利用(試行)の開始
		10月	楽譜コーナーの設置
平成	7年	4月	職員1人増員 計10人
		10月	図書館電算システムの更新
平成	9年	7月	川越都市圏内(川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町 ・毛呂山町及び越生町)公立図書館の相互利用の開始
平成	10年	4月	職員1人減員 計9人
平成	11年	4月	個人貸出の館外利用を5冊以内から10冊以内に変更
		10月	早稲田大学所沢図書館が地域開放 (所沢・狭山・入間・飯能・日高の5市民へ)
			移動図書館駐車場 11か所(11か所減)
平成	12年	3月	「布の絵本」の貸出し開始
		4月	市史編さん業務が図書館に移管 埼玉女子短期大学図書館が日高市民に開放
		6月	日高市立図書館での市刊行物(市史)の販売開始
		10月	図書館電算システムの更新
平成	13年	4月	職員1人減員 計8人 国民の祝日の臨時開館開始(日曜日と重なる日のみ)
		9月	図書館ホームページ開設
平成	14年	4月	係長1人増員 職員1人減員 計8人

		移動図書館駐車場 10 か所 (1 か所減)
	7月	インターネット閲覧専用端末2台設置
	12月	開館時間延長の開始(試行)(毎週水曜日のみ、午後6時まで)
平成15年	4月	職員1人増員 計9人 職員の勤務時間一部変更(開館時間延長の当番は1時間時差出勤) 移動図書館駐車場 9 か所 (1 か所減) ブックスタートの開始(保健相談センターの4か月児健康診査時)
平成16年	3月	日高市子ども読書活動推進計画(第1次)を策定
	4月	開館時間の一部変更 (水曜日は午前9時から午後6時まで) 移動図書館駐車場 11 か所 (2 か所増)
	10月	飯能市日高市図書館広域利用協定の締結
平成17年	10月	図書館電算システムの更新
平成18年	4月	移動図書館駐車場 9 か所 (2 か所減)
	11月	開館時間の変更(試行)(10日)(火~金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで)
平成19年	4月	職員1人減員 計8人 開館時間の変更(火~金曜日は午前9時30分から午後6時まで、土・日曜日は午前9時30分から午後5時30分まで) 移動図書館駐車場 8 か所 (1 か所減)
	9月	移動図書館の運行廃止
	10月	インターネットによる貸出予約及び蔵書検索開始
	11月	城西大学水田記念図書館と相互協力の締結
平成20年	4月	職員1人減員 計7人
平成22年	4月	読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰受賞
	10月	図書館電算システムの更新
平成24年	3月	日高市子ども読書活動推進計画(第2次)を策定
平成25年	7月	モバイルサイトを開設 携帯電話からの資料検索可能
	11月	DVDの貸出開始
平成27年	10月	図書館サポート事業(雑誌スポンサー制度)開始 埼玉教育ふれあい賞受賞
平成28年	1月	読書手帳の配布を開始

	2月	図書館ホームページの更新
	4月	職員1人減員 計6人
	7月	武蔵高萩駅自由通路に「えきとしょ」を設置
平成29年	2月	図書館電算システムの更新
	3月	外壁等改修事業により、外壁をはじめトイレの改修及びエレベータの入替、ウッドデッキ（167.81㎡）及びすべり台を新設 E S C O事業により、施設全体の照明をLED化 軽トラックを架装した移動図書館車を購入
	4月	図書館サービスの拡大 ・開館日 休館日（毎月最終月曜日、年末年始、特別整理期間及び臨時休館）を除き開館 ・開館時間 午前9時から午後7時まで ・貸出場所 電話又はインターネットによる予約本の受取場所として各公民館を追加 ・返却場所 各公民館及び武蔵高萩駅返却ポストを追加 ・貸出限度冊数 1人当たり15冊（5冊増） ・本の貸出延長手続 次に予約がある本を除き、電話及びインターネットを追加 ・移動図書館車による、予約本の配送及び返却本の回収開始 窓口等業務委託開始 窓口等業務受託者による書籍消毒機の導入 職員3人減員 計3人
	7月	移動図書館車による貸出開始（1か所）
	9月	移動図書館車による団体貸出開始（5か所）
平成31年	2月	移動図書館車の貸出場所を4か所に増設
	4月	埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）加入に伴い、5市（所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市）の公立図書館による相互利用の開始
令和元年	7月	移動図書館車の団体貸出を2か所追加、計7か所
令和2年	3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館（3月3日（火）から5月31日（日）まで）
	4月	川越都市圏内まちづくり協議会脱退に伴い、川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・毛呂山町及び越生町と公の施設の相互利用に関する協定を締結し、図書館相互利用を継続 窓口等業務委託の更新

		貸出限度冊数を1人当たり20冊に変更（5冊増）
	5月	臨時休館中、臨時窓口設置により予約資料の受け渡しのみ実施（5月22日（金）から5月31日（日）までの午前9時～午後5時まで）
	6月	図書館再開（対策としてサービスを限定して開館：滞在時間30分制限、開館時間を午前9時から午後5時までに短縮等）
	7月	制限の緩和（滞在時間120分制限に延長、開館時間を通常の午前9時から午後7時までとする等）
	8月	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により図書除菌機（6冊用）を購入（9月末納品設置）
令和3年	1月	緊急事態宣言発出に伴い、滞在時間を120分から60分に短縮、視聴覚ブースの利用休止
	2月	移動図書館車の貸出場所を2か所追加、計6か所
	3月	緊急事態宣言解除に伴い、滞在時間を60分から120分に緩和、視聴覚ブースの一部利用再開
	4月	文化体育館「ひだかアリーナ」に「くりくりとしょ」を設置
	5月	セカンドブック事業の開始（市内小学校1年生対象）
令和4年	6月	滞在時間の短縮を解除
	10月	図書館電算システムの更新
令和5年	1月	移動図書館車の貸出場所を2か所廃止、計4か所
	3月	視聴覚ブースの利用制限を解除
	3月	日高市子ども読書活動推進計画（第3次）を策定
	4月	窓口等業務委託の更新
	6月	移動図書館車の団体貸出を3か所追加、計10か所
	9月	市立小学校6校（義務教育学校前期課程含む）の児童を対象とした電子図書館サービスを導入、運用開始
令和6年	1月	移動図書館車の市立小学校1校への運行を開始
	4月	図書館ボランティアおはなしポケット「令和6年度子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」受賞

1－2 施設

複合施設	図書館・教育センター・保健相談センター （総称「日高市生涯学習センター」）
構造	鉄筋コンクリート2階建

敷地面積	9,351.48 m ²
延床面積	3,923.89 m ² (図書館専有部分 1,780.45 m ²)
1階	図書室 [一般書コーナー、郷土・参考図書コーナー、 視聴覚・新聞雑誌コーナー、児童コーナー]、 事務室、対面朗読・録音室、コンピュータ室、 BM作業室、BM車庫 (ウッドデッキ167.81 m ² 及び駐輪場67.10 m ² 除く)
2階	書庫、視聴覚室、会議室、研修室、学習スペース (6席)

2 令和6年度図書館運営計画

2-1 基本方針

日高市立図書館では、日高市教育行政重点施策に基づき、日高市が進めている生涯学習を市民が生きがいとして見出し、いきいきとした生活が営める、生涯にわたる自主的な学習要求に応え、「本との出会い、人との出会い」を目標に心豊かに市民の生活・文化が向上するための中心施設として図書館活動を行う。

2-2 重点施策

(1) 図書館資料の整備・充実

- ① 一般図書・児童図書の計画的収集
- ② 配本用図書の充実
- ③ 参考図書・郷土資料の整備充実
- ④ 視聴覚資料の整備充実
- ⑤ 「布の絵本」の製作及び貸出

(2) 図書館サービスの充実

- ① 図書館資料の利用の促進
- ② 図書館行事の充実
- ③ 障がい者サービスの推進
- ④ 図書リサイクルの実施
- ⑤ インターネットによる情報収集機会の提供

(3) 図書館サービス網の充実

- ① 県立図書館、近隣公共図書館との連携
- ② 公民館、学校図書館との連携
- ③ 病院、院内学級との連携
- ④ 埼玉県西部地域まちづくり協議会の5市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市）での図書館広域利用の推進
- ⑤ 川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町と公の施設の相互利用に関する協定による図書館広域利用の推進

2-3 令和6年度予算（当初予算）

(1) 一般会計予算に占める割合

[単位 千円]

一般会計	教育費	社会教育費	図書館費	
				資料費
24,160,000	2,140,248	608,871	94,280	11,311
100%	8.86%	2.52%	0.39%	0.05%

(2) 図書館費内訳

[単位 千円]

目	節	予算額	備 考
図書館費	報酬	49	需用費における資料費内訳 ・一般書 4,531 ・児童書 2,832 ・雑誌その他 2,948 ・視聴覚資料 1,000 窓口業務委託料等 電算システム等借上料
	報償費	240	
	旅費	11	
	需用費	12,640	
	役務費	875	
	委託料	73,995	
	使用料及び 賃借料	6,410	
	負担金、補助 及び交付金	53	
	公課費	7	
	合 計	94,280	

※人件費、施設管理費は含みません。

2-4 令和6年度事業計画

月	事業内容	月	事業内容
4	一般向け企画展示「発達障がいへの気づきと可能性」(3/26～4/29) 児童向け企画展示「ひみつのへやの本」(3/22～4/29) 児童向け企画展示「Let's go おでかけ」(3/26～5/26) 映画会「ホリデーシネマ」(4/14) 図書館映画会「金曜シネマ」(4/19) 図書館子どもウィーク展示「見て 読んで 楽しむずかん」(3/26～5/12) 児童向け工作教室「あそびの広場」(4/28)	9	一般向け文化講座「自分と大切な人の命を守るための防災講座～すぐに役立つ、目からウロコの防災話」(9/1) 映画会「ホリデーヤングシネマ」(9/8) 図書館映画会「金曜シネマ」(9/20) ビブリオトーク会(9/22)
	一般企画展示「日本の伝統 世界の伝統」(5/1～26) 児童企画展示「鳥の本 大集合！」(5/1～26) キャンドルナイトおはなし会(5/10) 図書館映画会「金曜シネマ」(5/17) ビブリオトーク会(5/19) 一般企画展示「住まい大解剖」(5/28～6/23) 児童企画展示「ねむい ねむい本」(5/28～6/23) 児童企画展示「そらをみあげて」(5/28～6/23)	10	企画展「宮澤賢治の世界」(10/1～11/24) 映画会「ホリデーシネマ」(10/14) 図書館映画会「金曜シネマ」(10/18) 児童向け工作教室「あそびの広場」(10/20) 企画展関連講座「図書館で星見会～宮沢賢治の星巡りと天体観測」(10/26)
5	一般向け文化講座「大人のためのお金の教室 一生お金に困らない資産形成セミナー」(6/9) 児童向け講座「キッズのためのお金の教室「おみせやさんごっこ」(6/9) 映画会「ホリデーシネマ」(6/16) 児童向け工作教室「あそびの広場」(6/16) 図書館映画会「金曜シネマ」(6/21) 一般企画展示「青い本」(6/25～7/28) 児童企画展示「夏だ！何する？」(6/25～7/28) 児童企画展示「かがくのおはなし」(6/25～8/25) 児童企画展示「読書感想文お助けコーナー」(6/25～8/25) 一般向け文化講座「土壌について学ぼう～土壌と私たちの生活とのつながり」(6/30)	11	企画展映画会「銀河鉄道の夜」(11/3) 図書館サービスのアンケート(11/4～24) 一般企画展講演会「宮澤賢治作品を楽しもう！～豊かさ・深さ・不思議さ」(11/10) 図書館映画会「金曜シネマ」(11/15) 企画展おはなし会「イートハーヴのおはなし会～宮澤賢治と星・石・もの～」(11/17) ブックカバーフェア(11/26～2/2) 企画展示「クリスマス～おはなしのプレゼント～」(11/26～12/22) 企画展示「きょだいな きょだいな」(11/26～2/2)
	図書館映画会「金曜シネマ」(7/19) 児童向け「調べる広場「百科事典で調べよう」」(7/19～8/25) ビブリオトーク会(7/21) きっず★シネマ(7/27) 一般企画展示「平安時代の文化」(7/30～8/25) 児童企画展示「へいわってなんだろう？」(7/30～8/25)	12	テーマ展示「健康第一！～心の中からイキイキと～」(12/1～12/28)※健康ポイント事業 児童向けイベント「冬のおたのしみクイズラリー」(12/3～1/7) 一般向け文化講座「北尾トロさん講演会「書いて暮らすということ」(12/7) ビブリオトーク会(12/8) ビブリオバトル2024 冬の陣(12/15) 児童向け工作教室「図書館 あそびの広場」(12/15) 図書館映画会「金曜シネマ」(12/20) きっず★シネマ(12/21) 一般向け文化講座「うた・チェロ・ピアノのクリスマスコンサート」(12/22) 年末謝恩企画「福引大会」(12/27) 先着100名
7	ビブリオバトル2024 夏の陣(8/4) かがくあそび「サイフォンのふしぎーおしっこ鳥」(8/5) 映画会「終戦記念シネマ」(8/12) 図書館映画会「金曜シネマ」(8/16) 児童向け工作教室「あそびの広場」(8/18) こわーいおはなし会(8/21) 東京大学CAST・サイエンスショー「灯りの歴史を照らし出せ！東大CASTの実験教室」(8/25) 一般企画展示「芸術触れる」(8/27～9/29) 児童企画展示「おじいちゃん、おばあちゃん」(8/27～9/29) 児童企画展示「ピンチだ、こまった、たすけて～！」(8/27～9/29)	1	「本の貸出し福袋」(1/4～31) 一般向け文化講座「みそだまをつくろう！」(1/16)※健康ポイント事業 図書館映画会「金曜シネマ」(1/17)
		2	映画会「ホリデーシネマ」(2/16) 児童向け工作教室「あそびの広場」(2/16) 図書館映画会「金曜シネマ」(2/21)
		3	図書館まつり(3/2) ビブリオバトル～大人の陣～(3/7) 図書館で星見会(3/8) 大人のためのおはなし会(3/11) 図書館映画会「金曜シネマ」(3/21) キッズ★シネマ(3/22)

- おはなしポケット・・・・・・・・・・毎週水曜日、毎月第1土曜日
- 新着図書案内・・・・・・・・・・図書館展示及びホームページへの掲載（随時）
- 配 本・・・・・・・・・・公民館図書室等への配本（随時）
- 一般展示・・・・・・・・・・各種文学賞、時事テーマ等（随時）
- テーマ展示・・・・・・・・・・話題の事柄や季節、行事にちなんだ本の展示（随時）
- 学校訪問（おはなし会、ブックトーク）・・市内各小学校、中学校、義務教育学校へ
- 録音図書作成・・・・・・・・・・視覚障がい者向け録音図書の作成
- おすすめ本リスト発行・・・・・・・・・・夏・冬の年2回、小学生向けリスト発行・配布
- 職場体験受入・・・・・・・・・・中学生（義務教育学校後期課程含む）、高校生、大学生の受入
- 図書館見学受入・・・・・・・・・・小学生（義務教育学校前期課程含む）の受入

3 図書館資料

3-1 蔵書数（雑誌は除く）

		令和4年度末 蔵書数	令和5年度		令和5年度末 蔵書数
			受入数	除籍数	
一般書	一般図書	125,980	3,085	1,271	127,794
	参考図書	4,722	50	0	4,772
	郷土資料	6,819	83	0	6,902
	合計	137,521	3,218	1,271	139,468
児童書	児童図書	58,167	1,436	27	59,576
	紙芝居	1,749	57	12	1,794
	布の絵本	137	0	0	137
	パネルシアター	77	10	0	87
	エプロンシアター	30	0	0	30
	合計	60,160	1,503	39	61,624
図書合計		197,681	4,721	1,310	201,092
AV資料	カセット	385	0	0	385
	CD	6,561	61	0	6,622
	LD	390	1	0	391
	ビデオ	595	0	0	595
	DVD	502	34	0	536
	合計	8,433	96	0	8,529
総合計		206,114	4,817	1,310	209,621

[分類別蔵書構成比]

	一般書	児童書
0 総記	3.81%	0.94%
1 哲学	2.34%	0.61%
2 歴史	6.61%	3.26%
3 社会科学	9.76%	3.88%
4 自然科学	6.08%	9.67%
5 工業	6.26%	3.00%
6 産業	2.07%	1.55%
7 芸術	6.12%	3.74%
8 言語	1.09%	0.78%
9 文学	29.22%	3.40%
参考図書	3.42%	—
郷土資料	4.95%	—
絵本	—	34.30%
紙芝居	—	2.91%
布の絵本	—	0.22%
パネル・エプロンシアター	—	0.19%
その他	18.27%	31.55%

3-2 雑誌

(1) 購入雑誌

(令和6年4月1日現在)

No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存	No.	雑誌名	保存
1	ア AERA	1	41	将棋世界	3	81	みんなの図書館	永
2	イ ENGLISH JOURNAL	3	42	小説現代	3	82	モ メンズノンノ	3
3	ウ ウィズ(w i t h)	3	43	小説新潮	3	83	メ MOE	永
4	潮	3	44	新潮	3	84	ヤ やさい畑	3
5	美しいキモノ	3	45	ス STORY	3	85	山と溪谷	3
6	エ 栄養と料理	3	46	すばる	3	86	ユ ゆうゆう	3
7	S F マガジン	3	47	スポーツ・グラフィック・ナンバー	3	87	ユリイカ	3
8	NHK すてきにハンドメイド	3	48	相撲	3	88	リ 陸上競技	3
9	NHK きょうの健康	3	49	セ 正論	3	89	旅行読売	3
10	NHK きょうの料理	3	50	世界	3	90	レ 歴史街道	3
11	NHK 趣味の園芸	3	51	ソ So-en 装苑	3			
12	園芸ガイド	3	52	壮快	3			
13	オ オール読物	3	53	タ TIME・アジア版	1			
14	オレンジページ	3	54	短歌	3			
15	音楽の友	3	55	チ 中央公論	3			
16	カ 会社四季報	3	56	ツ つり人	3			
17	キ キネマ旬報	3	57	テ テアトロ	3			
18	C A P A	3	58	鉄道ジャーナル	3			
19	ク 暮らしの手帖	3	59	天文ガイド	3			
20	クロワッサン	3	60	ニ 日経サイエンス	3			
21	群像	3	61	日経パソコン	3			
22	ケ 芸術新潮	3	62	日本児童文学	3			
23	現代農業	3	63	ニュートン	3			
24	コ 航空ファン	3	64	ノ non・no	3			
25	こどもとしょかん	永	65	ハ 俳句	3			
26	ゴルフダイジェスト	3	66	バスケットボール	3			
27	碁ワールド	3	67	母の友	永			
28	サ サッカーマガジンZONE	3	68	バレーボール	3			
29	サライ	3	69	ヒ B E - P A L	3	〈 児童向け 〉		
30	サンデー毎日	3	70	フ 福祉	3	91	カ かがくのともし	永
31	シ J T B時刻表	1	71	婦人公論	3	92	コ 子供の科学	永
32	C Dジャーナル	3	72	婦人之友	3	93	こどものとも	永
33	C G (カ・グラフィック)	3	73	武道	3	94	こどものとも年少版	永
34	じゃらん	3	74	プレジデント	3	95	こどものとも年中向き	永
35	週刊エコノミスト	1	75	文學界	3	96	こどものとも012	永
36	週刊金曜日	1	76	文藝	3	97	タ たくさんのふしぎ	永
37	週刊新潮	1	77	文藝春秋	3	98	チ ちいさながくのともし	永
38	週刊東洋経済	1	78	ホ Voice	3	99	テ テルミ	永
39	週刊文春	1	79	本の雑誌	3			
40	ジュリスト	3	80	ミ ミュージックマガジン	3			

(2) 寄贈雑誌 (登録しているもの)

No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日	No.	雑誌名	保存	所蔵号数:年月日
1	ESSE	3	2021.1～	〈スポンサー雑誌〉			
2	家の光	3	2021.1～	24	&home	3	2021.4～
3	MAMOR		2021.1～	25	田舎暮らしの本	3	2021.1～
4	食品と暮らしの安全	3	2021.1～	26	うかたま	3	2022.9～
5	健康365	3	2021.1～	27	男の隠れ家	3	2019.1～2021.1
6	with Pets	3	2021.3～	28	おとなの週末	3	2021.1～
7	ちゃぐりん	3	2021.1～	29	かぞくのじかん	3	2021.冬～2022.夏
8	皇室	3	2015.春～	30	コットンフレンド	3	2020.秋～
9	宇宙のとびら	3	2021.冬～	31	CYCLE SPORTS	3	2021.1～
〈郷土資料雑誌〉				32	サンキュ!	3	2021.1～
10	文芸ひだか	永	1号:1988.2.29～	33	散歩の達人	3	2021.1～
11	日高路	永	194号1982.5.1～600号2016.3	34	GQ JAPAN	3	2021.1～
12	ひわだの	永	191号:2022.1～	35	自家用車	3	2021.1～
13	高麗峠	永	35号1974.9.1～81号2012.6	36	ダ・ヴィンチ	3	2021.1～
14	かわせみ	永	9号1997.3.31～17号2011.2	37	dancyu(ダンチュウ)	3	2021.1～
15	文芸埼玉	永	13号:1975.3.31～	38	日経おとなのOFF	3	2019.1～2019.6
16	文芸川越	永	4号:1984.1～	39	日経ソフトウェア	3	2021.1～
17	文芸はんのう	永	1号:1981.2.25～	40	日経ヘルス	3	2021.2～
18	武蔵野ペン	永	31号:1982.12.1～	41	日経マネー	3	2021.1～
19	文芸さやま	永	創刊号:1997.3.1～	42	News week日本版	1	2022.1～
20	波奈美都樹 (ハナミキ)	永	No.13:1999.3.25～	43	mono (モノ・マガジン)	3	2021.1～
21	響 (ヒビキ)	永	2007.11～	44	ランナーズ	3	2021.1～
22	文藝おごせ	永	2009.3～				
23	飯能ペン	永	第5号:1996～2012				

3-3 新聞

(1) 購入新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	ア 朝日新聞※	永	1942.1～1955.12	10	日経流通新聞	2	—
			1982.4～	11	日本経済新聞※	永	1988.1～12
2	サ 埼玉新聞※	永	1980.7～				1990.6～
3	産経新聞	2	—	12	フ 文化新聞	永	1981.9～1982.8
4	シ Japan Times	2	—				1984.4～2023.6
5	週刊読書人	永	1987.4.13～				2023.10～
6	ス スポーツニッポン	2	—	13	マ 毎日小学生新聞	2	—
7	ト 東京新聞	2	—	14	毎日新聞※	永	1987.4～
8	ニ 日刊工業新聞	2	—	15	ヨ 読売新聞※	永	1987.4～2022.8
9	日経産業新聞	2	—				2022.10～

※縮小版にて永久保存

(2) 寄贈新聞

No.	新聞名	保存	所蔵年月日	No.	新聞名	保存	所蔵年月日
1	コ 公明新聞	2	2022.10～	2	シ しんぶん赤旗	2	2022.10～

3-4 その他

- | | | |
|----------|---------|--------------|
| 1 官報 | 3 厚生福祉 | 5 さいたま県議会だより |
| 2 彩の国だより | 4 広報ひだか | 6 日高市議会だより |

4 令和5年度図書館利用状況

4-1 貸出冊数及び貸出者数

(1) 全館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計				AV資料	
		一般書	児童書	雑誌			
4	286,741	271,044	169,320	82,909	18,815	15,697	70,463
5	280,042	265,622	164,246	83,873	17,503	14,420	69,722

※AV資料にはLDの館内視聴利用数を含む。 ※団体を含む。

(2) 内訳

ア 図書館

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)	開館 日数
	総数	図書合計				AV資料		
		一般書	児童書	雑誌				
4	276,901	261,226	167,503	75,062	18,661	15,675	69,302	342
5	268,120	253,721	162,499	73,914	17,308	14,399	68,456	343

イ 団体貸出

年度	貸出冊(点)数						貸出者数 (延)
	総数	図書合計				AV資料	
		一般書	児童書	雑誌			
4	9,840	9,818	1,817	7,847	154	22	1,161
5	11,922	11,901	1,747	9,959	195	21	1,266

4-2 月別貸出状況

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
貸出冊数	22,573	22,959	22,675	25,155	26,774	23,110	
貸出者数(延)	5,739	5,854	5,633	6,251	6,629	5,963	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出冊数	22,974	22,394	23,039	23,878	20,835	23,676	280,042
貸出者数(延)	5,736	5,591	5,551	5,748	5,042	5,985	69,722

4-3 曜日別及び一日平均貸出状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日	一日平均
冊数	716	797	735	650	718	1,046	1,006	815

4-4 登録者数・利用者数

(1) 登録者数(個人・団体)

※令和6年4月1日現在

年度	児童 0~12歳	学生 13~18歳	一般 19歳~	合計	団体
4	2,773	3,299	50,101	56,173	156
5	2,954	3,232	51,099	57,285	174

(2) 地区別個人利用者数・登録者数

※令和6年4月1日現在

地区	児童	学生	一般	合計
高麗	191	32	884	1,107
	496	432	11,308	12,236
高麗川	498	123	1,734	2,355
	1,095	1,300	19,070	21,465
高萩	439	75	991	1,505
	1,241	1,355	13,169	15,765
市外	55	16	663	734
	122	145	7,552	7,819
合計	1,183	246	4,272	5,701
	2,954	3,232	51,099	57,285

※上段：利用者数 下段：登録者数

※ 利用者数……年度中に一度以上貸し出した者の数

(3) 年齢別登録者数 (個人)

※令和6年4月1日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	200	1,234	792	820	1,106	
女	206	1,314	809	811	1,171	
計	406	2,548	1,601	1,631	2,277	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合計
男	2,118	4,005	5,036	2,630	7,246	25,187
女	2,340	4,933	7,250	4,566	8,698	32,098
計	4,458	8,938	12,286	7,196	15,944	57,285

※個人：市内・広域

(4) 年齢別利用者数 (個人)

※令和6年4月1日現在

年齢	0～6	7～12	13～15	16～18	19～22	
男	93	434	64	30	45	
女	122	534	86	66	73	
計	215	968	150	96	118	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合計
男	44	147	242	218	953	2,270
女	112	454	582	368	1,034	3,431
計	156	601	824	586	1,987	5,701

※個人：市内・広域

4-5 予約・リクエスト受付件数

一般書	児童書	AV資料	合計
21,400	2,398	931	24,729

(内訳)

窓口	インターネット	電話	合計
6,242	17,651	836	24,729

4-6 相互貸借冊数

	合計冊数	貸借先内訳		
		県内図書館	国会図書館	他県図書館
貸出	1,291	1,291	0	0
借用	2,214	2,199	2	13

4-7 レファレンス件数

口頭	電話	文書	合計
3,279	957	0	4,236

4-8 コピー件数・枚数

件数	枚数
352	1,548

4-9 図書館サービス指標（個人）

令和6年4月1日現在

(1) 登録率（市内登録者数÷人口×100）

$$49,466 \text{ 人} \div 54,324 \text{ 人} \times 100 \div 91.06\%$$

(2) 人口1人当たりの貸出点数（貸出点数÷人口）

※貸出点数はAV資料や雑誌を含む。

[貸出密度] $280,042 \text{ 点} \div 54,324 \text{ 人} \div 5.16 \text{ 点}$

(3) 登録者1人当たりの貸出点数（貸出点数÷登録者数）

[実質貸出密度] $280,042 \text{ 点} \div 57,285 \text{ 人} \div 4.89 \text{ 点}$

(4) 蔵書回転率（貸出点数÷蔵書点数）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$280,042 \text{ 点} \div 221,988 \text{ 点} \div 1.26 \text{ 回}$$

(5) 人口1人当たりの蔵書点数（蔵書点数÷人口）

※蔵書点数は雑誌を含む。

$$221,988 \text{ 点} \div 54,324 \text{ 人} \div 4.09 \text{ 点}$$

(6) 人口1人当たりの資料費（資料費÷人口）

$$11,311,000 \text{ 円} \div 54,324 \text{ 人} \div 208.21 \text{ 円}$$

4-10 広域利用状況(埼玉県西部地域まちづくり協議会)

(新規登録者数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図		9	47	15	17	88
所沢図	7		28	139	87	261
飯能図	207	85		112	307	711
狭山図	14	60	27		73	174
入間図	18	260	125	236		639
計	246	414	227	502	484	1,873

(延べ利用者数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図		148	6,682	346	627	7,803
所沢図	158		722	8,259	5,100	14,239
飯能図	6,877	778		1,020	5,007	13,682
狭山図	597	7,751	1,399		10,955	20,702
入間図	302	12,264	6,143	9,791		28,500
計	7,934	20,941	14,946	19,416	21,689	84,926

(貸出冊数)

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(点)
日高図 図書		181	22,955	1,462	1,555	26,153
AV		141	1,978	208	259	2,586
所沢図 図書	274		1,405	23,062	12,083	36,824
AV	131		89	1,885	1,856	3,961
飯能図 図書	26,280	3,924		4,320	21,966	56,490
AV	578	81		167	616	1,442
狭山図 図書	1,822	16,438	3,027		26,262	47,549
AV	83	564	77		1,491	2,215
入間図 図書	855	41,193	19,399	32,356		93,803
AV	216	2,552	523	3,268		6,559
計 図書	29,231	61,736	46,786	61,200	61,866	260,819
AV	1,008	3,338	2,667	5,528	4,222	16,763

4-1-1 広域利用状況（川越都市圏）

（新規登録者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図		22	28	11	0	10	2	73
川越図	22		71	128	26	10	2	259
坂戸図	7	59		140	5	19	7	237
鶴ヶ島図	95	271	217		11	27	1	622
川島図	0	50	13	6		0	0	69
毛呂山図	22	24	36	11	4		30	127
越生図	7	0	6	5	1	15		34
計	153	426	371	301	47	81	42	1,421

（利用者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図		783	1,311	616	0	457	160	3,327
川越図	815		2,617	7,306	589	133	12	11,472
坂戸図	523	2,693		7,590	253	506	108	11,673
鶴ヶ島図	5,548	16,068	18,185		237	575	176	40,789
川島図	1	1,084	156	17		0	0	1,258
毛呂山図	1,756	916	3,279	943	38		2,833	9,765
越生図	121	70	144	170	10	461		976
計	8,764	21,614	25,692	16,642	1,127	2,132	3,289	79,260

（貸出冊数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(冊)
日高図		4,168	4,222	1,902	0	1,624	441	12,357
川越図	2,155		5,687	18,665	1,314	357	41	28,219
坂戸図	1,264	8,704		22,171	803	1,691	366	34,999
鶴ヶ島図	20,284	62,628	61,098		1,199	2,583	361	148,153
川島図	2	6,865	589	32		0	0	7,488
毛呂山図	8,696	3,084	15,107	3,393	184		11,954	42,418
越生図	588	317	444	855	27	2,215		4,446
計	32,989	85,766	87,147	47,018	3,527	8,470	13,163	278,080

4-12 貸出ベスト

(1) 一般書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	ハヤブサ消防団	池井戸 潤	3	59
2	流浪の月	凧良 ゆう	3	57
3	透明な螺旋 ([ガリレオ] [10])	東野 圭吾	2	51
4	希望の糸	東野 圭吾	4	50
	署長シンドローム	今野 敏	2	50
6	沈黙のパレード ([ガリレオ] [9])	東野 圭吾	2	49
7	教誨	柚月 裕子	2	48
	クスノキの番人	東野 圭吾	2	48
9	月の立つ林で	青山 美智子	2	47
10	子宝船 (きたきた捕物帖 2)	宮部 みゆき	2	46
	審議官 (隠蔽捜査 9.5)	今野 敏	2	46
	老害の人	内館 牧子	2	46

(2) 児童書

順位	書名	著者名	所蔵冊数	回数
1	11ぴきのねこ ふくろのなか	馬場 のぼる	10	132
2	はらぺこあおむし	エリック=カール	8	101
3	11ぴきのねことへんなねこ	馬場 のぼる	7	82
4	11ぴきのねこ	馬場 のぼる	11	80
5	給食室のいちにち	大塚 菜生	5	78
6	からすのパンやさん	かこ さとし	7	74
	コッケモーモー!	ジュリエット・ダラス=コンテ	10	74
8	11ぴきのねこどろんこ	馬場 のぼる	5	69
	だってだっぺのおばさん	佐野 洋子	6	69
	まちにはいろんなかおがいて	佐々木 マキ	6	69

※団体貸出は含まない。

5 令和5年度図書館行事

(1) おはなし会及び映画会

4月	おはなしポケット 5回	50人	金曜シネマ 1回 ホリデーシネマ 1回	97人 54人
5月	おはなしポケット 5回	35人	金曜シネマ 1回	61人
6月	おはなしポケット 5回	36人	金曜シネマ 1回 ホリデーシネマ 1回	88人 50人
7月	おはなしポケット 5回	53人	金曜シネマ 1回 きつず★シネマ 1回	36人 101人
8月	おはなしポケット 5回	66人	終戦記念シネマ 1回 金曜シネマ 1回	51人 50人
9月	おはなしポケット 5回	34人	金曜シネマ 1回 ホリデーシネマ 1回	77人 38人
10月	おはなしポケット 5回	66人	金曜シネマ 1回 ホリデーシネマ 1回	51人 22人
11月	おはなしポケット 6回	59人	金曜シネマ 1回	41人
12月	おはなしポケット 5回	52人	金曜シネマ 1回 きつず★シネマ 1回	62人 32人
1月	おはなしポケット 5回	74人	金曜シネマ 1回	29人
2月	おはなしポケット 3回	20人	金曜シネマ 1回 ホリデーシネマ 1回	85人 39人
3月	おはなしポケット 4回	58人	金曜シネマ 1回 きつず★シネマ 1回	72人 23人
合計	おはなしポケット58回	603人	映画会 21回	1,159人

(2) その他の行事

月	内 容	参加人数
4月	・子育て総合支援センター「ぬくぬく」わらべうたで一緒に遊ぼう！	23人
4, 6, 8, 10, 12, 2月	・図書館あそびのひろば	延べ282人
4月～3月	・ビブリオトーク会（6回）	延べ 49人
5月	・キャンドルナイトおはなし会 ・一般向け文化講座「在宅か入所か？無理のない介護の境界線～親の思い・子の思い・介護への向き合い方」	48人 25人
6月	・一般向け文化講座「オオカミのはなし」	26人
7, 8月	・児童向け図書館なぞ解きイベント「ひゃっか王からの挑戦状」図書館にかくされた宝物をさがせ！編	64人
8月	・かがくあそび（にじのふしぎ） ・こわいおはなし会（小さい子向き・大きい子向き） 絵本、紙芝居、パネルシアター、おはなし等 ・夏休み児童向け文化講座 東京大学CAST・サイエンスショー 「みんなといっしょにもりあがる！東大CASTの上がる」実験教室	27人 73人 66人
8, 12, 3月	・図書館ビブリオバトル 夏の陣（8月）、冬の陣（12月）、大人の陣（3月）	83人
9月	・一般向け文化講座「もっと知りたい！身近な植物のこと」	32人
10月	・企画展おはなし会「ここではない、不思議な世界の住人たち」（企画展「ここではないどこか 想像の世界の住人たち」関連イベント）	24人
11月	・企画展関連講演会「つくも神」※企画展「ここではないどこか 想像の世界の住人たち」関連イベント	24人
12月	・一般向け文化講座「うたとピアノのクリスマスコンサート」 ・冬のおたのしみクイズラリー ・歳末謝恩企画 福引大会	63人 101人 100人
2月	・一般向け文化講座「図書館で落語会」 ・一般向け文化講座「みんなで農！野菜づくりのコツと裏ワザ」	82人 24人
3月	・大人のためのおはなし会 ・図書館まつり 武蔵台小中学校後期課程企画展示「本で日本をめぐる」、布絵本と布おもちゃであそぼう、ワークショップ（ストラップ作り）、バルーンアート体験、あそびのコーナー、講演会「猫、少しだけ犬のことも～保護活動の現場から」、雑誌のリサイクル、かわせみカフェ、日高もくせいの会おはなし会、図書館でくじ引き！	44人 延べ997人

○団体サービス事業（57回、7,065人）

- ・ブックトーク
小学校3年生、義務教育学校3年生への読書指導
13クラス 380人 回数6回 職員派遣
中学校1～3年生、義務教育学校7～9年生への読書指導
13クラス 451人 回数9回 職員派遣
- ・おはなし会（絵本、おはなし等）
小学校、義務教育学校前期課程 215クラス 6,192人 回数41回
幼稚園 42人 回数1回
職員及びおはなしポケットボランティア派遣

○ボランティア育成事業（104回）

- ・読み聞かせボランティア 絵本の会・・・12回
参加者：初級読み聞かせボランティア講座受講者 10人
内容：定番の絵本を読みあい、絵本について学び、評価し、おすすめの絵本リストを作成
開催日：毎月第3月曜日 午前10時～
- ・図書館おはなしポケットボランティア・・・29回
参加者：おはなしポケットボランティア 14人
内容：読み聞かせ、ストーリーテリングの練習 事業協力等
開催日：第1・3水曜日 午前10時～他随時
- ・布の絵本ボランティア・・・40回
参加者：ポコ・ア・ポコ 7人
内容：貸出用布絵本の製作他
開催日：毎週木曜日 午前10時～
- ・消しゴムはんこボランティア・・・23回
参加者：ぺったんこ工房 7人
内容：読書手帳、年末福引、ブックカバーフェア景品作成他
開催日：毎月第2・4水曜日 午前10時～

○企画展示

- 一般 「発達障がいの気づきと可能性」（4月）、「知っていますか日高の『数字』」（4月～10月）、「旅に出る本」（4月・5月）、「傷ついた本たち」（5月・6月）、「ひんやりする本」（6月・7月）、「気になるあの本」（8月）、「埼玉県河川事業リレーパネル展2023in日高」（8月）、「ここではないどこか～想像の世界の住人たち～」（9月～11月）※児童兼、「健康第一！～寒い冬も元気に過ごそう～」（12月）、「ブックカバーフェア」（11月～2月）、「高麗神社特集」（11月～4月）、「科学道」（2月・3月）、「蔵出CD」（2月・3月）、「世界自閉症啓発デー」（3月）
- 児童 「鳥！大集合」（4月）、「はじめて はじめまして」（4月・5月）、「わたしたちの住むまち」（4月・5月）、「しかけ絵本の世界」（4月・5月）、「パンやけました」（5月・6月）、「時間の本」（5月～7月）、「かがくあそび」（7月・8月）、「読書感想文お助けコーナー」（7月・8月）、「水の中でくらす生きものたち」（8月・9月）、「ひみつだよ」（8月・9月）、「クリスマスの本」（11月・12月）、「ぬくぬく あつあつ ぽっかぽか」（11月～2月）、「あいさつからはじめよう」（12月～2月）、「おしゃれをしましょ」（2月・3月）、「待ち遠しい！春の本」（2月・3月）、「こどものための100冊」（2月・3月）
- 一箱本棚 「本屋大賞★一箱本棚」（4月・5月）、「金曜日の読書会の★一箱本棚」（6月）、「夏と本★一箱本棚」（7月）、「武蔵台小中学校後期課程★一箱本棚 Part1」（8月）、「武蔵台小中学校後期課程★一箱本棚 Part2」（10月）、「生誕〇〇年の作家★一箱本棚」（10月）、「日高高校★一箱本棚」（11月）、「松山女子高校★一箱本棚」（12月・1月）、「武蔵越生高校★一箱本棚」（2月）、「埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本1998～2022★一箱本棚」（3月～）

○ヤングアダルトサービス事業

- ・ビブリオバトル
2023夏の陣（高、大学生、一般） 8月 6日（日） 35人

2023冬の陣（高、大学生、一般） 12月23日（土） 29人

○謝恩企画

- ・年末 福引き大会 12月28日（木） 先着100人 三角くじ
- ・年始 貸出し福袋 1月 4日（木）～31日（水）

○その他

- ・セカンドブック事業（市内小学校、義務教育学校1年生対象）
本の引き換え 157件

6 視聴覚ライブラリー利用状況

6-1 教材・機材の保有数（令和5年度末）

(1) 教材

16ミリフィルム							ビデオ	合計
アニメ	交通安全	劇	教育	社会	その他	小計		
68	25	28	44	22	22	209	82	291

(2) 機材

プロジェクター	16ミリ映写機	スライド映写機	OHP	スクリーン（布含む）	暗幕
1	3	1	1	2	7

※プロジェクターは平成19年度寄贈。使用は館内のみ。

6-2 利用状況（令和5年度）

(1) 教材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
16ミリフィルム	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(2) 機材利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
プロジェクター	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
16ミリ映写機	0	0	2	1	1	0	0	1	2	1	1	1	10
スライド映写機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OHP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクリーン	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
暗幕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	3	1	2	0	1	2	1	1	1	14

7 条例・施行規則

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

昭和 56 年 12 月 18 日条例第 19 号

〔注〕平成 16 年から改正経過を注記した。

改正

昭和 63 年 12 月 13 日条例第 19 号

平成 4 年 3 月 6 日条例第 7 号

平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号

平成 28 年 3 月 29 日条例第 28 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、図書館の設置及び管理等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、日高市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

2 図書館に必要があるときは、分館及び分室を置くことができる。

(名称及び位置)

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日高市立図書館	日高市大字鹿山 370 番地 20

(管理)

第 4 条 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第 5 条 図書館に館長、主事その他必要な職員を置く。

2 図書館に、副館長を置くことができる。

(図書館協議会)

第 6 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 24 年条例 9 号・28 年 28 号〕

第 6 条の 2 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市民

- 3 教育委員会は、前項第4号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

追加〔平成28年条例28号〕

第6条の3 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

追加〔平成28年条例28号〕

(目的外使用許可)

第7条 教育委員会は、図書館の用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用を許可することができる。

- (1) 視聴覚室
- (2) 会議室
- (3) 研修室
- (4) 附属設備

2 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。

- (1) 図書館の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認められるとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

4 教育委員会は、第2項の許可をする場合において、必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用の制限等)

第8条 前条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

追加〔平成16年条例10号〕

(目的外使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第4項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任でない理由により使用できないときは、この限りでない。

追加〔平成16年条例10号〕

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(原状回復)

第12条 使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに当該施設等を現状に復さなければならない。第9条の規定により許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

追加〔平成16年条例10号〕

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成16年条例10号〕

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成16年条例10号〕

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年12月13日条例第19号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(平成元年教委規則第6号で、同年8月12日から施行)

附 則 (平成4年3月6日条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日条例第10号)

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第9号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第 10 条関係）

施設等の名称		使用料		備考
視聴覚室		1 時間につき	800 円	
会議室		1 時間につき	300 円	
研修室		1 時間につき	500 円	
附属設備	ピアノ	1 回につき	1,000 円	調律料を除く。
	音響設備	1 回につき	1,000 円	視聴覚室に備付けのものに限る。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和 57 年 1 月 21 日教委規則第 2 号

改正

昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 1 号

昭和 60 年 3 月 23 日教委規則第 6 号

平成元年 4 月 1 日教委規則第 1 号

平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 10 号

平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 1 号

平成 16 年 3 月 26 日教委規則第 1 号

平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 2 号

平成 17 年 6 月 2 日教委規則第 4 号

平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号

平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号

平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号

平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号

平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 6 号

平成 29 年 2 月 1 日教委規則第 2 号

平成 30 年 12 月 28 日教委規則第 2 号

平成 31 年 3 月 20 日教委規則第 3 号

令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 4 号

令和 4 年 3 月 23 日教委規則第 2 号

令和 4 年 5 月 31 日教委規則第 6 号

令和 4 年 9 月 5 日教委規則第 7 号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例（昭和 56 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第 2 条 日高市立図書館（以下「図書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

(1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 館内整理日（毎月最終月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）をいう。）

(3) 特別整理期間（毎年 1 回、連続する 9 日以内で館長が定める期間をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

(目的外使用の時間)

第4条 前条の規定にかかわらず、条例第7条第1項の施設等を同条第2項の許可を受けた者が使用することのできる時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

(利用の制限)

第5条 この規則又は館長の指示に従わないものに対して、館長は図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(損害の弁償)

第6条 図書館資料又は施設若しくは備品を故意又は過失により亡失し、又は損傷した者は、図書館指定の資料を代納するか、又は相当の代価を弁償しなければならない。

(館内利用)

第7条 館内において、図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所を利用しなければならない。

(個人貸出し)

第8条 図書の館外利用をすることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者。

(2) 市と公立図書館の相互利用に関する協定を締結している地方公共団体の区域内の住民等で、当該協定により利用できることとされているもの。

(登録の手続等)

第9条 図書の館外利用をしようとする者は、前条に規定する要件を有することを確認できる書類(以下「本人確認書類」という。)を提示するとともに、図書館外利用申込書(様式第1号)により館長に申し込み、館外利用の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、本人確認書類の提示を要しない。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録を行うものとし、登録をした者に対し、図書貸出券(様式第2号。以下「貸出券」という。)を交付するものとする。

3 登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。

(登録の更新手続等)

第10条 前条第3項に規定する登録の有効期間の満了の日(以下「登録満了日」という。)以後引き続き図書の館外利用をしようとする者は、貸出券及び本人確認書類を提示するとともに、館長に申し出て、登録の更新を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録の更新を行うものとする。

3 第1項の規定により登録の更新を受けた者は、前条第1項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第3項中「登録の日」とあるのは「次条第1項の規定により登録の更新を受けた日(当該日が同項に規定する登録満了日前にあっては登録満了日の翌日)」と読み替えるものとする。

(変更届出等)

第 11 条 第 9 条第 2 項の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出券を亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

2 館長は、登録者が虚偽の登録を行い、又は貸出券を他人に譲渡し、貸与する等不正な行為をしたときは、一定の期間図書の館外利用を停止し、又は登録を取り消すことができる。

3 館長は、登録者が登録満了日以後相当期間を経過しても、前条第 1 項の規定による登録の更新を受けないときは、登録を取り消すことができる。

(個人貸出しの貸出手続等)

第 12 条 図書の館外利用をしようとする者は、図書に貸出券を添えて提出するものとする。

2 同時に館外利用できる図書は、20 冊以内とし、貸出期間は 15 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 館長は、前項に規定する貸出期間を経過した後、当該図書を返納しない者に対し、一定の期間貸出しを停止し、又はその者の登録を取り消すことができる。

(団体貸出し)

第 13 条 図書の団体館外利用をすることができる団体は、市内の事業所、機関その他の団体で館長が適当と認めたものとする。

(団体登録の手続等)

第 14 条 図書の団体館外利用をしようとする団体は、市内に事業所又は事務所を有することを確認できる書類を提示するとともに、団体貸出利用申込書（様式第 3 号）により館長に申し込み、団体館外利用の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、団体登録の可否を決定するとともに、団体登録をした団体に対し、図書貸出券（団体）（様式第 4 号。以下「団体貸出券」という。）を交付するものとする。

3 前項に定めるもののほか、団体貸出しの取扱いについては、第 11 条の規定を準用する。

(団体貸出しの貸出手続等)

第 15 条 同時に館外利用できる図書は、1 団体 50 冊以内とし、貸出期間は 30 日以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、団体館外利用の図書の貸出手続等については、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

(移動図書館)

第 16 条 市内を巡回して図書の貸出し等を行うため、移動図書館を設ける。

(移動図書館の貸出手続等)

第 17 条 同時に利用できる移動図書館の図書は 15 冊以内とし、貸出期間は次の巡回日までとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、移動図書館の図書の貸出手続等については、第 12 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。

(館外利用の禁止)

第18条 郷土資料、辞典、貴重図書その他館長が館外利用を不相当と認めたものについては、館外利用を禁止することができる。

(視聴覚資料の貸出し)

第19条 視聴覚資料の利用をすることができる者は、登録を受けた者とする。

2 同時に館外利用できる視聴覚資料は、2点以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、視聴覚資料の貸出手続等については、第12条第1項及び第3項の規定を準用する。

(対面朗読)

第20条 視覚障害者及びその他の障害者で館長が必要と認めた者に対して対面朗読を行う。

2 対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日を館長に申し出なければならない。

(視覚障害者用録音テープの貸出し)

第21条 視覚障害者に対する視覚障害者用録音テープ(以下「録音テープ」という。)の館外利用は、郵送によることができる。

2 同時に館外利用できる録音テープは、4巻以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(所掌事務)

第22条 図書館の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 公印の保管に関すること。

(2) 文書の收受、発送及び保管に関すること。

(3) 図書館の予算に関すること。

(4) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) 日高市生涯学習センターの維持管理(他の所管に属する部分を除く。)に関すること。

(6) 図書館協議会に関すること。

(7) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。

(8) 児童資料・一般資料及び基本的参考資料の収集・整理・利用に関すること。

(9) 地域資料(郷土資料・行政資料)の収集・整理・利用に関すること。

(10) 読書案内・読書相談及び調査研究に対する援助に関すること。

(11) 集会行事(おはなし会・講座等)の開催及び展示会に関すること。

(12) 図書館資料の図書館相互貸借に関すること。

(13) 配本に関すること。

(14) 読書の普及・奨励及び関係諸機関との連携に関すること。

(15) 市史編さん資料の保存・活用に関すること。

(16) その他図書館奉仕に関すること。

(職制)

第 23 条 図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、館長以外の職について教育委員会が組織上その職を置く必要がないと認めた場合は、この限りでない。

職	職務
館長	1 上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2 図書館の事務を円滑かつ効率的に執行するため、所属職員の事務分担を定める。
主査	1 上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。 2 館長を補佐するとともに、事務の円滑な執行を推進するため、担当職員を監督する。
主任	上司の命を受け、困難な事務に従事する。
主事その他必要な職	上司の命を受け、事務に従事する。
司書	上司の命を受け、主として図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 4 条第 2 項に定める事務に従事する。
業務員	上司の命を受け、業務に従事する。

第 24 条 前条に定めるもののほか、必要に応じて図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
社会教育主事	上司の命を受け、主として社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 3 第 1 項及び第 2 項に定める職務に従事する。

（寄贈及び寄託）

第 25 条 図書館に図書又は資料（以下「資料」という。）を寄贈あるいは寄託しようとする者は、住所、氏名、資料の種類、題名、員数及び価格を記入し、館長に申し出るものとする。

2 前項の寄贈者又は寄託者に対しては、受領証又は預り証を交付する。

（寄託資料）

第 26 条 寄託を受けた資料は、図書館所蔵のものと同様に取り扱い、寄託者の要求又は図書館の都合により返却するものとする。

2 不慮の事故により寄託を受けた資料の損傷又は滅失に対しては、図書館はその補償の責めを負わない。

（図書館協議会）

第 27 条 条例第 6 条の日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 28 条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(使用手続)

第 29 条 条例第 7 条第 2 項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日高市立図書館目的外使用許可申請書（様式第 5 号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、条例第 7 条第 2 項の許可をしたときは、日高市立図書館目的外使用許可書（様式第 6 号）を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免基準)

第 30 条 条例第 11 条の規定による使用料の減免の基準は、日高市公の施設に係る使用料等の減額及び免除の基準に関する規則（令和 4 年規則第 12 号）別表の減免基準のほか、同規則第 3 条第 3 項の規定により定める次の基準による。

区分	基準
公益的な活動又は社会貢献活動を主たる目的とする団体（教育長の認定を受けているものに限る。）が当該活動のために使用するとき	全額免除

2 前項の表左欄の認定に関し必要な事項は、別に定める。

3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、前条第 1 項の日高市立図書館目的外使用許可申請書を提出する際、当該申請書の特記事項欄にその旨を記載することにより、教育長に減額又は免除の申請をしなければならない。

4 教育長は、前項の減額又は免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、その可否を決定し、日高市立図書館目的外使用許可書に記載することにより、申請者に通知するものとする。

(委任)

第 31 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 29 日教委規則第 1 号）

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 23 日教委規則第 6 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 30 日教委規則第 10 号）

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 4 項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付された図書貸出券は、改正後の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附 則（平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日教委規則第 1 号）

この規則中第 3 条の改正規定は平成 16 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 2 日教委規則第 4 号）

改正

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
（登録の手續等に関する経過規定）
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 10 月 1 日以後に貸出券の交付を受けている者は、改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、その登録の有効期間は、改正前の第 8 条第 1 項の規定により貸出券の交付を受けた日から起算して 3 年とする。
- 3 改正前の第 8 条第 1 項の規定により平成 14 年 9 月 30 日以前に貸出券の交付を受けている者が館長が定める相当期間内に改正後の第 9 条第 1 項の規定により登録を受けようとするときは、改正後の第 10 条の規定による登録の更新の手續によることができる。

附 則（平成 18 年 11 月 30 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 12 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。
（日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）
- 3 日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「改正後の第 8 条第 1 項」を「改正後の第 9 条第 1 項」に改め、
附則第 3 項中「改正後の第 8 条第 1 項」を「改正後の第 9 条第 1 項」に、「第 8 条の 2」を「第 10 条」に改める。

附 則（平成 21 年 12 月 22 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 24 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 1 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 28 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日教委規則第 3 号）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日教委規則第 4 号）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第 2 号及び様式第 4 号による図書貸出券は、改正後の様式第 2 号及び様式第 4 号による図書貸出券とみなす。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日教委規則第 2 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 31 日教委規則第 6 号）

改正

令和 4 年 9 月 5 日教委規則第 7 号

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 5 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

フリガナ				登録番号											
氏名							0								
電話	()	年齢	歳	<table border="1"> <tr> <td>館コード</td> <td>地区コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所コード</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				館コード	地区コード			住所コード			
館コード	地区コード														
住所コード															
住所	〒														
連絡先 (市外居住者)	電話	()		登録年月日											
				年	月										

図書館外利用申込書（一般） 日高市立図書館

フリガナ				登録番号											
なまえ							0								
でんわ	()	ねんれい	さい	<table border="1"> <tr> <td>館コード</td> <td>地区コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所コード</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				館コード	地区コード			住所コード			
館コード	地区コード														
住所コード															
じゅうしょ	〒														
ほごしゃの なまえ				登録年月日											
				年	月										

図書館外りようもうしこみしょ（じどう） ひだかしりつとしょかん

様式第2号（第9条関係）

（表）

<h2 style="margin: 0;">図書貸出券</h2>	日高市立図書館
<div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 30px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 250px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>	

（裏）

- 資料をかりるときは、この券をおもちください。
- この券を他人にかしたり、ゆすったりしてはいけません。
- この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。
- 3年おきに、住所、氏名などを確認します。
- この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。

〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042（985）5121

様式第3号（第14条関係）

フリガナ		登録番号	
団体名			0
所在地		住所コード	
電話	()	館コード	地域コード
代表者氏名		登録年月日	
		年	月
代表者氏名		電話	()
団体貸出利用申込書		日高市立図書館	

様式第4号（第14条関係）

（表）

図書貸出券（団体）	日高市立図書館
<div style="border: 1px solid black; height: 25px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 250px; margin: 10px auto;"></div>	

（裏）

○資料をかりるときは、この券をおもちください。

○この券を他人にかしたり、ゆすったりしてはいけません。

○この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。

○この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。

〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042（985）5121

様式第5号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可申請書

年 月 日

（あて先）日高市教育委員会教育長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり日高市立図書館の使用の許可を受けたいので、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第7条第2項の規定により申請します。

使 用 日	年 月 日（ 曜日）			使用人員 人
使 用 目 的				
使用団体名	責任者 住 所 氏 名 電話番号			
使 用 施 設	視聴覚室	会議室	研修室	
使 用 時 間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
附 属 設 備	有・無	内容 <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 音響設備		
特 記 事 項				

様式第6号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可書

年 月 日

様

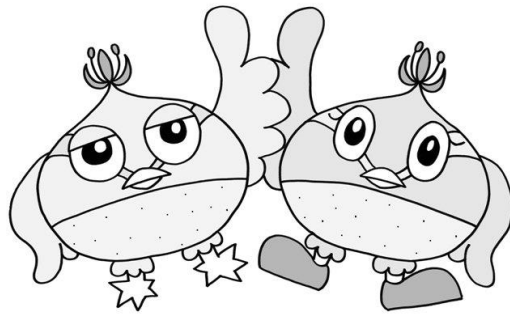
日高市教育委員会教育長

印

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり使用を許可します。

使用日	年 月 日（ 曜日）			使用人員
使用目的				人
使用団体名	責任者 住所 氏 名 電話番号			
使用施設	視聴覚室	会議室	研修室	
使用時間	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
附属設備				
備考				

- 注1 使用料は還付できませんのでご注意ください。
 2 使用する当日にこの許可書をご持参ください。



「日高市マスコットキャラクター くりっかー・くりっぴー」

日高市立図書館要覧
令和6年度

発行 令和6年12月
発行者 日高市立図書館
〒350-1231
埼玉県日高市大字鹿山370番地20
電話 042 (985) 5121
FAX 042 (984) 1081
E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp